

## 「地域の縁側づくり 一法に適い、理に適い、情に適う」

社会福祉法人慈愛園理事長 潮谷 義子 氏

皆様こんにちは。今日はこの山口の地域ケアセンターに伺いましたときに真っ先に思い出したことがあります。それは済生会の機関誌であります『済生』の中に、篠原会長がお書きくださった中身でございます。

非常に情熱的で、そして生活困窮者の中でもとりわけ顧みられなかった、刑余者に対してこの山口の地域ケアセンターが全国の先駆けとしてきめ細かに対応されてきたという歴史性を思い出し、私は大変感銘を受けつつ、今日は自分の役割を果たさせていただきたいと思っております。

それから今日、太陽の家からおいででございますが、全国の障害者スポーツ大会をまず東京都で実施し、大分県が2番目の大会実施でした。当時の障害者スポーツの取り組みは、行政が中心になって、厚労省と一緒にやるという時代でした。中村先生が存命でいらしたときのことを思い出させていただいて、これもまた私にとっては大変感無量の思いがあります。

今回は「地域共生社会に向けた生活困窮者支援 一就労支援の取り組みとその課題」というテーマです。私自身は、「地域の縁側づくり 一法に適い、理に適い、情に適う」というテーマを付けさせていただいたところです。一つは、地域共生社会、これは言うまでもなく今日では多くの専門的な職種、多職種連携の中で遂行していくことによって効果が発揮されてくるということが指摘されています。

それから「法に適い、理に適い、情に適う」という言葉は私の言葉ではなく、下釜ダム建設に反対した故人 室原和幸氏という方のお言葉です。この言葉に出会ってから、私はよくこの言葉を使わせていただきます。多職種連携の中で、それぞれが自分たちの専門性を大事にしながら、法律に基づき、そのことを深くとらえながら施行していくという役割を持っています。一つひとつの専門性は法律に基づき、そして遂行されていかなければなりません。しかし、同時にお互いが連携をしていくとき、「法に適い」「理に適う」、専門性を踏まえながら展開することが大事だと思います。同時に、その中に福祉サービス利用者を主体に人間としての情愛が流れていくことが大変求められていると思います。

今日、日本の中ではさまざまな専門の資格があります。しかし、1枚の資格を表す証書、これが中身を物語っているかと申しますと、資格は取ったけれども現場は知らない。だか

らいざ横に連携をしていこう、多職種として連携をしようというようなときに、お互いの専門性と自分が持っている専門性がどこに協働することによって豊かなものになっていくのかがわかっていないような専門家、残念ながらこの方たちがいらっしゃることも率直に申し上げさせていただきたいと思います。

地域共生社会という歩みを私たちが展開していくときに、その専門性の中に協働していく、あるいはソーシャルインクルージョンの歩みの中に収れんされていく目的を専門的にきちんと把握されていくことが大変大事だと思ひまして、今回のサブテーマにこういったことを書かせていただきました。

さらには「地域の縁側づくり」と付けたのは、地域福祉計画に着手した熊本県では「ともに創る地域共生 熊本」の理念のもと、さまざまなニーズを抱えている人たちを気楽に、そして何でも、あるいは法によらないけれども来ていただく、そういうようなステーションをつくっていききたいという思いがありました。そのことを少しだけ触れさせていただき、今後の地域共生社会に向けた生活困窮者の支援や就労支援の取り組みに参考になればと考へたところです。

専門家のみなさまに、いまさら申し上げるまでもないと思いますが、生活困窮者自立支援法は 27 年 4 月に施行され、施行 4 年目を迎えて見直しがありました。2018 年の施行分と 2019 年 4 月の施行分、2 段階に分けて生活困窮者自立支援法が動き始めているという状況にあります。

私は 27 年 4 月にこれが動き出したときに、とても大きな喜びを覚えました。それは何かと申しますと、私は大学を卒業後、生活保護法を主に福祉六法に基づく仕事を地方公務員として遂行してまいりました。生活保護は権利だと言われながらも、実は権利ではなく、むしろ実態の中では生活保護を受けることのスティグマが大きく、受ける側も、あるいは施行していく側にもあったということを深く実感したところです。

一つ例を挙げますと、生活保護を受けている中学生たちは、どんなに優秀であっても生活保護法の中で進学をすることは難しかった。そして義務教育で終了することが当然というように見られていました。何人の中学生がその制度の中で自分の進学をあきらめていったか。進学をあきらめるだけではなく、中には自分の希望をなくしていった子どもたちがいました。

「15 の春を泣かすな」生活保護法に携わる者、あるいは養護施設に携わる者、その人たちの合言葉の中に、15 の春を泣かせたくないという思いがありました。泣かすなと言いな

がら、ワーカー自身が泣き、あるいは利用者自身が泣いてきたという歴史を、このたびの生活困窮者自立支援法が施行されるにあたって思い出します。

私の職歴を振り返りつつ、生活困窮が及ぼす影響の深刻さにふれます。私が佐賀県の福祉事務所に就労したときのケースで、炭鉱が閉鎖されたことで、経済的な破壊だけではなく、徐々に家庭が崩壊し、家庭としての機能を失っていくという無残さを経験しました。

もう一つは、私自身がその後、大分県庁で約8年働いた時、乞われて障害児童施設に転職しました。しかし、私は長く勤めることはできませんでした。

それは障害ということに対しての見解の相違がありました。ただ1点違うことは、私は障害がある人たちも社会に参画し、就労していく。そのためにソーシャルワーカーはステップをきっちりと踏まえて仕事をしていくというのが私の気持ちでした。しかし、施設のトップの考えは「かわいそう、その人たちを社会の中にとすることは賛成できない」というお気持ちでした。私はすぐ退職するという決心で、わずか6カ月間しか在職しませんでした。

そして失業を経験しまして、すぐに職業安定所（ハローワーク）にまいりました。ハローワークで、私は自分が就労したい分野の仕事を担当者に申し上げ、私自身も資料の中から探しました。でも、当時の職業安定所の中で私が経験したことは、本人の意思をくみ上げるかたちで職業をあっ旋するというのではなく、むしろ仕事があるから仕事をあっ旋する。私がそれを「しません」と申し上げますと、「どうしてか。仕事を求めて来ているのだから、われわれがあっ旋している仕事にチャレンジしてみるという気持ちはないのか」という、大変厳しいお叱りをちょうだいしました。

私たちが仕事を求める人たちに対応していくときに、本人のニーズはいったい何であるかというようなことを見定めながら、対応していくという大事さがあると考えます。もちろんそれは私の経験領域でして、この仕事を専門家として実践されている皆様には当然そうした思いがおりだと思っています。選択権と自己決定権、このことがなければ対等な関係性の中での就労支援というような視点から離れていくのではないか。このようなことも付け加えさせていただきたいと思います。

法の成立と施行に寄せる思いという中では、先ほどのご挨拶の中で炭谷理事長が、いま排除されている人たち、自己存在感を失っているような人たち、こういうことについて触れられていました。先般、社会保障審議会生活困窮者自立支援および生活保護部会の29年9月21日の中で見ますと、「生活困窮者自立支援の対象となりえる者」という位置付け

があります。この中から数字的に拾ってまいりますと、生活困窮者自立支援の対象というのは、私の想像を超えて大きな数が存在していることに気がつきました。

福祉事務所来訪者のうち、生活保護にはあたらないけれども、30万人の方たちがなりうる対象と位置付けられています。ホームレス、経済・生活問題を原因とする自殺者、あるいは離職1年以内の長期失業者等、数字的に出ていますが、大変大きな数字です。また、スクールソーシャルワーカーが、支援している子どもたちが「子どもの貧困」というような状況に陥っていることも指摘されています。

福祉事務所に新規の相談で来た方たちは全体の6割が男性、特に40代、50代の就労していない男性が全体の2割を占めています。いま生産年齢人口は年々低下しています。40代、50代を考えると、まさに生産年齢人口の中の大事な部分に所属される方たちですが、その方たちが新規の相談ということ余儀なくされている姿がこの中に浮かび上がってまいります。就労している人が全体の約3割、そして65歳以上の方が全体の2割、新規相談者の中には現在働いている、しかし生活困窮者という位置付けの中にいらっしゃるというようなこともこの中から見取れます。

就労の面で言いますと、女性、障害のある方、高齢者といった方々に対して目が向けられています。その一方で生活困窮者自立支援の対象となっている方々に私たちがしっかりと目を向けていくことによって、少子化、高齢化、さらには低経済成長の中の日本を考えたときに、大事な方々であるということに気がつきます。生活困窮者自立支援法の就労支援の取り組みというようなことを、私たちはもう一度重さの中で考えていくことが大変大事になってきているのではないのでしょうか。

この背景には、制度、分野ごとの縦割りでは解決できない課題が地域社会の中で起こっているということがあります。地域のつながり、あるいは家族の扶養、養育、こういった育ち合うというような、あるいは分かち合うといったかかわりの脆弱化が私たちの地域社会の中に出てきていると指摘してよろしいかと思えます。

また、今日、炭谷理事長が冒頭のご挨拶でご指摘になられたように、社会的孤立、社会的排除も決して減ってなくて、増加していっています。また、社会的マイノリティーの立場である方たちは、自己肯定感を持たない人たちも存在しています。私たちはこの方たちの就労支援をしていくとき、対等の関係で、その人が持っているキャリアをしっかりと見ていく中で、この人に何が合っていくのかといったことを丁寧にくみ上げていく。これが大変大事な時代になってきています。

私たち自身がそのあたりのことをおろそかにしますと、就労支援ということが実効性を結ばなくなっていく危険性もあるような気がします。キャリアというのが履歴書の中に記入する学歴であったり、職歴、ときには趣味であったりというような領域でとらえられがちです。キャリア支援の観点に就労支援は時として職業、就職が夢や希望、それと能力、適性と共に現実社会とのすり合わせも必要な場合があります。丁寧にかかわっていかないと、それから後の就労支援に対しても積極的にかかわりを持つとうとか、あるいはチャレンジしていこうということにつながっていかないのではないかと思います。

就職をする、就労支援をするというのは、就職をすることや職業を通して自己実現を図っていく大変大事な領域の道しるべであり、プロセスであると思っています。就労支援を得た一人ひとりの皆さんたちが、仕事を通して人生の意義と希望を追求していくことができる。このようなかたちでの就労支援につながっていくことが大変大事になっていくのではないのでしょうか。

キャリアというその語源は、改めて申し上げるまでもないことですが、今日のように見事に道路が舗装されていない時代、ぬかるみややわらかい土、人が歩くに困難なところを馬車が通り、そこにわだちが残っていく。人が歩んできた人生を車の車輪あとになぞらえていると聞きます。

人生は大変重いものがあります。でも、就労というのはその中でも最も私たち自身が自己実現を図っていく、経済的に、あるいは非貨幣的な部分、例えばボランティア、趣味、信仰等も占める部分があると思います。ですから今回のテーマを皆さんたちが共有されることによって、生活困窮者自立支援法の冒頭に申し上げたようなたくさんの方たちがしっかりと自分の人生を歩む、その一歩につながるという確信を持っていただければと思います。

また、先ほど私自身は職業安定所に行くことによって断念するような思いをしたと申し上げましたが、面接の中で何が得意か、何が大切か、何をやりたいのか等、このあたりのことはインタビューの中でそれぞれが相手にお聞きいただくことが非常に大事ではないか。キャリアアンカーを知るというのは、ある意味ではこれまで歩んでこられたキャリアそのものを理解することにつながります。キャリアアンカーを知りつつ、インタビューの中に生かしていくことではないかと思います。

職業選択に始まって、生涯の仕事と自分の人生を自分の意思で積極的に描くことを、私たちが支援というかたちの中でかかわることができるとしたら、私たち自身もまたソーシ

ャルワーカーとして、あるいはさまざまな専門領域の一人の人間として、自分自身のキャリアデザインを高めていくことにもつながっていくのではないかと考えているところです。

自立支援に結びつくというのは、決してなまやさしいことではありません。しかし、いま申し上げたように、最初のインタビューの中でそれぞれが丁寧にかかわりを持ち、そして専門職のそれぞれが横に協働を持つことによって、よりよいかたちでの支援の一步の取り組みにつながっていくと思っています。

成果の鍵を握っているのは、本人自身であり専門職種の方々の協働が大変大きくかかわっているのではないかと考えます。その専門家は何を援助の全体像として考えていけばいいのか。その役割は支援を必要とする個人という存在に対して、その人の命と健康と暮らしを専門家として支援していくという役割を担っているという自覚が必要ではないかと私は考えています。決して仕事のあっ旋、就労支援だけではなく、その方たちの人生全体像の中に私たちはかかわりを持っている。それを考えると、仕事が大変誇らしく、またやりがいが出てくるのではないかと感じています。

さらに申し上げますと、今回の視点の中の一つに、貧困の連鎖防止のために生活困窮者世帯の子どもの学習支援というのが見直しの中で新しく加わっています。大変大事なことだと思います。養護施設に来る子どもたちの中でも貧困の連鎖を感じる場合があります。貧困の連鎖というのを日本財団が分析した書籍を出版しており、読むほどに私はなるほどと説得された思いがあります。

それは貧困の連鎖の中の子どもたちの一つには、食事をきちんと取っていないという状況があります。二つ目に学力が低いという状況があります。三つ目に生活習慣の中の清潔に無頓着という状況が指摘されています。私たちは貧困の再生産の要素とでも言うべき学力の問題、子どもたちの食事を含む生活習慣の中にある食べる、眠る、排せつをする、そして清潔、あるいは社会的な交流である社会性の獲得、そういったものが外遊び、あるいは友人関係の中で得られていない、コミュニケーションのときの言語能力が適切さを欠いているというようなことに気がつきます。

今回の生活困窮者自立支援法が2018年、2019年と二つに分けられながら展開していく中で、この問題をしっかりと支援していくという位置付けがされたことは、大変意義深いと思います。もちろん就労支援をしていく中で、その方たちが日々の糧を得るための収入を得る。それが子どもたちの生活の保障、さまざまな領域での保障につながるのことは当然のことですが、しかし同時に子どもたち自身がすでに前述したような状況の中にある

ことを直視していくことは大変大事ではないかと思っているところです。

全人的に支援していくということは、当事者を中心にして人を排除感、差別感ではなく包み込むソーシャルインクルージョンの過程、私たちは人間の尊厳を犯すことなく、支援するときの観点の中に入れていかなければならないのではないかと思います。

最近、私自身は非常にいら立つことがあります。それは何か。いろいろなところで「地域共生社会の実現」と言われます。とても耳障りがいいです。これを否定する人は誰もいません。

しかし、現実社会は、決してなまやさしいものではないと言えます。その最たる事例の中に、津久井のやまゆり園の事例があります。また、最近改めてクローズアップされている、結愛ちゃんの問題「もうゆるして」。「ゆるして」だけではなく、「もう」という言葉がついていました。それはどれだけ虐待が繰り返されていたかというのを、あのフレーズから私たちは悲しみと絶望感を感じ取ることができます。

私たちの身近なところで排除されている人たち、悲惨な状況の中で、私たちは地域共生社会の実現を願っていくということは、覚悟が問われていると思います。これに向かって私たちは医療、福祉、教育の領域は、もちろん多くの人たち地域社会の中の一人ひとりが覚悟を持って日本の社会の中に地域共生社会が実現していくように、これを考えていかなければならないのではないかと。そういう思いを強くするところです。

かつて行政の中で、地域福祉計画を実践してきたときに、私は「ともに創る地域共生社会」という政策名を決定しました。地域福祉のプランを「地域ささえ愛プラン」としました。今日では皆様ご承知のとおり、自助、互助、共助、そして公助というような段階で考えていく時代にかかわっているということが盛んに言われます。

熊本県は国体を済ませたあとの財源は、空の金庫の状況でした。そんな中で公助を要求されても限界がありました。地域社会の中で一人ひとりの存在感を大事にしながら、自立に向かっていく。この自立に対して行政がバックアップ体制を組んでいくことが大事ではないかと思ひまして、地域福祉プランの中に一人ひとり「創造にあふれ、命が脈打つ熊本づくり」というフレーズをつくりました。

一人ひとり自立していくために、私たち自身は多様なサービスを、地域を、そしてまた個人を中心に置きながら創出していかなければならないと感じ、「ともに創る」という観点に当事者を入れていく。ですから障害福祉計画を立てるときには、障害がある方が中心にいる。高齢の方たちがプランの対象になるとときには、高齢の方たちを中心に置く。

ユニバーサルデザインを熊本県政の行政の柱に置きました。もともとハードで始まったユニバーサルデザインです。しかし、その根源をたどっていきますと、ロン・メイスという障害の重い一級建築士の教授がノースカロライナの大学で、「われわれはバリアフリーができたことで社会参加がとてもスムーズになった。しかし、最初からバリアをつくらない。このことが大事ではないか」と言っています。

このことはとりもなおさず、ハードからソフトの理念の中にも考えていかなければならぬのではないかと思います。これを行政の目標の中に置いて、最初から当事者を入れて、当事者の意見を聞き、プロセスを顧みていくということを行いました。最初、行政の職員たちの中には、「今回の知事はいろいろと妙なことを言う。ユニバーサルデザインと言っているけれども、なかなかイメージがつかめない。バリアフリーでいいと思う。バリアがあるのをフリーにすればいいじゃないか」という論法がものすごくありましたし、議会の中でも「日本語で言え」とヤジがありました。

それで私は財政課に「ユニバーサルデザインの視点がない。これは財源カットをしている」場合によっては「ストップをかけていい」としましたら、行政は一生懸命ユニバーサルデザインの勉強を始めました。そしてプロセスを顧みて問題があるときに、そのことを是正していく。そしていいところだけを私たちはスパイラルアップしていく。これが大事です。

今回の就労支援の中でも当事者を中心に置きながら、同時にこれでいいのかとプロセスを顧みていく。さらには一人ひとりのケースの積み上げ、アセスメント、あるいはその中で私たち自身がエビデンスを高めていき、いいものをしっかりと残して、生活困窮者自立支援法、この中の就労支援というようなものが済生会の大きな情報発信につながっていくことによって、結果的に考えていくと地域共生社会の実現に大きく力をもたらし、後押ししていくことにつながっていくのではないかと考えているところです。

「地域の縁側づくり」をやったときに、役所は堅苦しい、役所の敷居をまたぐだけでも大変という人々の声がありました。かつて私たちが育った時代、地域には縁側がありました。その縁側にはお茶があつたり、お菓子があつたり、会話や笑いがあつたり、悩みを分かち合つたり、こういうような姿がありました。ですから地域の縁側のように気楽に集い、気楽に交流しあい、助け合い、自分が何をしたいか、このことをしっかりと訴えることができる。そういうステーションになっていくことが大変大事ではないかと考えました。それぞれの済生会の中にこうした地域の縁側のような気楽さがあることを心から願うところ



です。

そして同時に私がやったことは、ボランティア塾を地域の中につくりました。こういう仕事の中にはたくさんのボランティアの人たちが必要です。でも、何をしてほしいか。ボランティア教育がなされないままに、ボランティアの力が無駄になっていっている。こういう側面がありますので、そういったことでもボランティア塾を開いて、その中でニーズに対応するとはどういうことなのか、ボランティアをするというのは社会的な意義として何があるのか、こういったことを理解し、併せて今後につないでいくことが大変大事ではないかと思います。

済生会の大きな働きとして、生活困窮者自立支援法の中の就労支援に取り組むことが目指されています。今日のシンポジウムの中でも何に取り組んでいるかという事例発表があります。私はこの中で願いたいことがあります。何かといいますと、地域共生社会の実現、ここに収れんさせていくという目標をしっかりと描きながら、就労支援を皆さんそれぞれがやっていただきたい。済生会内に留まらず、済生会が一つのモデルをつくりながら地域社会に増えていくというようなことが大事ではないかと思います。

済生会は各地の自治体とどれくらい課題が共有されていらっしゃるでしょうか。今日、地方分権一括法の中で、地方が地域福祉や社会福祉にかかわる先駆的な役割を担う必要があります。残念なことに市町村、基礎自治体は非常にばらつきがあります。でも、地域、地域の中でモデル的なかたちに済生会の就労支援があるとするならば、地域自体も、地域の行政自体もこの大事さに気がついていく、そういうことにつながっていくと思います。ぜひ済生会から地方自治を巻き込んでこの支援をやっていく、トップセミナーを実施していただきたいと思いますと考えているところです。

「地域ささえ愛プラン」の地域の縁側の中でどんな成果が生まれたかといいますと、シャッター通りの中に一つのステーションをつくりました。それがニートにかかわる相談窓口です。更にシャッター通りに近隣の農家から農産物、「ゆがんでいてもいい、あるいは泥がついていてもいい、新鮮なものを持ってきてください」ということで、農家の商店をつくりました。

やがて、それをお料理する女性のグループが交代で出てきました。毎日となるとそれは大変です。しかし、女性のグループの人たちが、今日はケーキ、今日は喫茶、今日はお弁当というかたちで、少しずつ閉ざされていたシャッターが開き始めました。ニートの皆さんたちに地域の清掃、あるいはお弁当といったものに少しずつかわりを持っていただく

ようになり、就労につながっていきました。

ステーション名である「おーさぁ」はアンケートに基づいてつけました。子育て、精神障害、認知症といった方たちが1階のフロアにいます。いま国がいろいろなメニューを出していますが、これに取り組むことによって、その職員が必要になりました。ニートの中で非常に優秀な人たちが見つかりました。その人たちがそこで働くという姿が出てきました。

これを一つのモデルにして、熊本県の中では自分たちの地域ニーズをしっかりと調査、分析をして、公民館、あるいは小学校に展開していこうということになりました。今回こちらに来るまでに数はどれくらいになったかと聞きましたら、大小あるけれども、もう500を超えているそうです。これは大臣表彰を受けたり、見学においでになったりということをやっているところです。今回の就労支援の一つの姿と思っています。

そしてタクシー会社も、お年寄りの人たちが買った農産物、いまですと大根などが重いですから、それを決められたステーションから住宅まで運んでくださいます。人間も運んでくださいます。こういう動きがありました。ただ、これはタクシー会社の営業者が代わって途絶えているのではないかとされているようです。

済生会の仕事は、**Well being** を目指す、これでなければいけないのではないかという思いを持っています。済生会の年間計画、地域計画の中の一つは、使命感の推進というようなことと、時代のニーズに対応すること、それから機能の拡大、こういったものがうたわれています。ぜひ全国の済生会の皆様たちは、地域目標の中に掲げていることを積極的に実践に移していくことを願っています。

時代を継承することはものすごく大事だと思いますが、その一方で、時代は未来社会から預かっているということを忘れてはならない。もしこの中に行政の立場の人がいましたら、行政は県民から預かり、未来社会から預かっている。預かりものは失ってはならない。価値をつけてお返しする。こういう役割があると思います。ですから済生会の仕事も、未来から私たちに託されている預かりものであり、これをニーズと結びつけながらしっかりと展開していくということを欠いてはならないと思っています。

まして明治44年に明治天皇からの済生勅語を受けて創設された済生会は、未来社会に向けてしっかりと責任を果たしていくことが大事です。戦争が終わったとき、私たちの日本は大変な混乱の中にありました。GHQの政策については「占領政策」だったと言われる場合があります。それを否定するつもりはありません。しかし、その一方で憲法25条

の中には、最低限度の生活、生存権の保障が位置付けられ、同時に社会福祉という文言がしっかりと位置付けられました。済生会は日本一の社会福祉法人、福祉を営む組織です。

考えてみますと、福祉はあの戦火のあとに出てきた憲法の本質に基づくとするならば、あなたの命を見放さない、これが私はメッセージだと思います。日本一の社会福祉法人済生会は、あなたの命を見放さないという視点で今後とも歩み続け、そして名実ともに **Well being** に根ざす地域共生社会が実現していくように願うところです。

現在というところに立ち、過去を検証し、未来に向かって私たちは何を発信していくか。堀田善衛さんの言葉に、「われわれはすべて背中から未来へ入っていく。眼前にあるのは現在と過去、未来は見えない。ただし、歴史と真摯に向き合うなら未来からあいさつが届く」とあります。今日無数に広がり、深刻な状態の中に広がり、存在している地域社会の対象者、この人たちを私たちはしっかりととらえ、本当の共生社会に向かって歩み続けていきたいと願うところです。

本日は長い時間耳を傾けてくださりましてありがとうございます。以上で私のお話を終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

**座長** 潮谷先生、どうもありがとうございました。時間が少しありますので、皆さんご質問等がありましたらいかがでしょうか。せっかくの機会ですので。よろしいですか。

貧困者の中での学習支援の大事さとか、バリアフリーではなくユニバーサルデザインである、時代は未来からの預かりものであるとか、非常に示唆に富んだお話をいただきました。

では、これで終わりにさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。